

粟屋 潔 学術奨励賞 受賞候補者 選定手続き改正案

昭 58.4.26 制定 昭 58.10.4 改正  
平 18.12.22 改正

選奨規則第 35 条による粟屋潔学術奨励賞受賞候補者の選定は、この手続きに従って行う。

1. 選定の対象は、選奨規則第 29 条に該当する者とする。
2. 委員長は春季並びに秋季研究発表会の各終了後 1 か月以内に、各季 発表会の全座長に対し分担セッションにかかわらず、聴取した講演発表者の中から受賞候補者 2 名以内の記名推薦を求める。
3. 各座長は前項の推薦に際し推薦した者が行った講演発表に対して、
  - 1) 独創性
  - 2) 貢献度
  - 3) 努力度
  - 4) 発表の仕方の 4 項目のそれぞれに次の評点を与え付記する。

評価	評点
特に優れている	3
優れている	2
良い	1
普通	0

4. 委員長は前項により、2 名以上の座長によって選ばれた推薦者を受賞候補者とし、受賞資格を審査の上、前項の評点を集計して「得点 A」とする。
5. 委員長は前項の受賞候補者について、今季発表会を含め、これまで受賞候補者自身が行った講演発表に対する評点を、1 件が 1 点として集計し「得点 B」とする。
6. 委員長は受賞候補者が粟屋潔学術奨励賞の受賞候補者となった履歴に対する評点を、次の評価基準に従って求め、「得点 C」とする。

受賞候補者歴	評点
1 回目(今回)	0
2 回目	5
3 回目	10
4 回目	15

5 回目以降も 1 回につき 5 点を加算

7. 委員長は選定委員会を開催し又は書面により、前項 3 ~ 6 の資料を参照・審議の上、受賞候補者として各季研究発表会ごとに 3 名以内、毎年 6 名以内を選定する。
  8. 委員長は選定した受賞候補者を取りまとめ、その氏名、講演発表論文題目、出身学校と卒業年次を記した調書を作成、選定経過を付し、2 月中旬までに会長に報告する。
- 付則 この手続は平成 18 年 12 月 22 日から施行する。